

令和2年度実施施策に係る政策評価書

(経済産業省2-7-2)

政策名	7 生活安全	施策名	7-2 商取引安全			
施策の概要	商品先物取引法、割賦販売法等の関連法令を整備し、適切な執行を行うことで、商取引の適正化を行う。					
達成すべき目標	商品・サービスを安心して取引できる市場環境を実現する。また、キャッシュレス決済の導入により、店舗等の生産性向上や消費の利便性向上が実現できる社会を目指す。					
施策の予算額、執行額等	区分		30年度	元年度	2年度	3年度
	予算の 状況 (百万円)	当初予算(a)	315	280,002	272,633	496
		補正予算(b)	0	149,746	▲ 12,887	－
		繰越し等(c)	0	▲ 210,706	109,329	
		合計(a+b+c)	315	219,042	369,075	
	執行額(百万円)		282	219,030	369,013	
施策に係る内閣の重要政策(施政方針演説等のうち主なもの)		・成長戦略フォローアップ(令和元年6月21日閣議決定) ・成長戦略実行計画、成長戦略フォローアップ(令和2年7月17日閣議決定)				

測定指標	1	クレジット取引に関する 相談件数(百件)	基準値	実績値					目標値	達成
			29年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	達成
			400程度	371	382	351	332	-	前年度比 で減少	
		年度ごとの目標値		前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少		
	2	商品取引に関する相談 件数	基準値	実績値					目標値	達成
			26年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	達成
			600程度	235	220	176	169	-	前年度比 で減少	
		年度ごとの目標値		前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少	前年度比で減少		
	3	キャッシュレス決済比率	基準値	実績値					目標値	達成
			28年度	29年度	30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和7年度	-
			20.0%	21.3%	24.1%	26.8%	29.7%	-	40.0%	
		年度ごとの目標値		-	-	-	-	-		
	4	割賦販売法の執行状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより割賦販売法を着実に執行している。					令和2年度	達成	
								割賦販売法の着実な 執行(立入検査、報告徴収等)		
			立入検査数	30年度	令和元年度	令和2年度				
	5	商品先物取引法の執行 状況	施策の進捗状況(実績)					目標値	達成	
			事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施することにより商品先物取引法を着実に執行している。					令和2年度	達成	
								商品先物取引法の 着実な執行(立入検査、報告徴収等)		
			立入検査数	30年度	令和元年度	令和2年度				

評価結果		(各行政機関共通区分)	相当程度進展あり
	目標達成度合いの測定結果	(判断根拠)	割賦販売法、商品先物取引法における執行状況等から着実な執行が行われており、相談件数の減少にもつながっている。 2019年(26.8%)から2020年(29.7%)の1年間でキャッシュレス決済比率は2.9%上昇し、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」との目標に向けて順調に推移している。
	施策の分析	商品先物取引法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施した。また、商品先物取引の実態調査を行い、監督上注意すべき点の把握に努めた。 割賦販売法の執行については、事業者への立入検査、報告徴収等を適切に実施したことに加え、事業者を取り巻く状況の変化を踏まえ、割賦販売法及び関係政省令を改正した。また、「割賦販売法(後払分野)に基づく監督の基本方針」を改定する等改正法の施行に向けた環境整備を行い、監督行政の透明性及び均一性確保並びに事業者における適切な事業運営の促進を図った。 2019年10月から2020年6月まで、中小・小規模事業者によるキャッシュレス手段を使ったポイント還元を支援するキャッシュレス・ポイント還元事業を実施した。また、マイナポイント事業と連携したキャッシュレス決済端末導入支援事業や、地域の商店街振興組合や観光協会等が一体となって地域における面的なキャッシュレス決済の推進を行取組を支援する面的キャッシュレス・インフラの構築支援事業を実施した。こうした取組みの結果、2019年から2020年の1年間でキャッシュレス決済比率は2.9%上昇し、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」との目標に向けて順調に推移している。	
	次期目標等への反映の方向性	割賦販売法、商品先物取引法に関しては、引き続き、業者への立入検査や報告徴収等を行い、適正な執行に努めていく。 キャッシュレス推進については、「成長戦略フォローアップ」(令和2年7月17日閣議決定)において、「2025年6月までに、キャッシュレス決済比率を倍増し、4割程度とすることを旨とする」と記載されているところ、ポイント還元事業による政策効果もあり、足元では目標達成に向けて堅調に推移したと認識。本目標は2025年度をターゲットイヤーとしており、直ちに次期目標等を変更するものではないが、キャッシュレス決済の更なる普及促進策を進めるなかで、当該目標の妥当性について検証を行っていく。	

学識経験を有する者の知見の活用	有識者と意見交換を実施し、その議論を踏まえて省としての政策評価体系や評価の在り方を決定。
-----------------	--

政策評価を行う過程において使用した資料その他の情報	
---------------------------	--

担当部局・課室名	商務・サービスグループ 商取引監督課/商品市場整備室／キャッシュレス推進室	政策評価実施時期	令和3年8月
----------	---------------------------------------	----------	--------